

国民健康保険制度のお知らせ

令和3年度納税通知書および決定通知書（納付書）について

令和3年度の国民健康保険税が決定し、7月中旬に世帯主の方（納税義務者は世帯主）へ送付しますのでご確認ください。

昨年度まで特別徴収（年金から天引き）で納付していた方も、世帯構成の変更や所得の関係で普通徴収（納付書または口座振替）に変更になる場合があります。徴収方法は通知書に記載されていますので、納め忘れのないようご注意ください。

▶普通徴収の納付月と納期限について

納付月	7月	8月	9月	10月
納期	1期	2期	3期	4期
納期限	8/2(月)	8/31(火)	9/30(木)	11/1(月)
納付月	11月	12月	1月	2月
納期	5期	6期	7期	8期
納期限	11/30(火)	12/27(月)	1/31(月)	2/28(月)

※納期限は納付月の末日です。末日が休日の場合は翌営業日になります。（12月のみ27日）  
※7月から翌年2月までの、全8期での納付となります。

▼納付方法について

納付書で納められる方  
納付書裏面に記載されている納付場所にてお支払いをお願いします。なお、納期限内であればコンビニエンスストア・スマートフォンアプリでの納付も可能です。

【対応アプリ】

- ・ Pay Pay (Pay Pay 残高払いのみ)
- ・ LINE Pay ・ Pay B

●口座振替の方

納期限日に振替となります。口座の残高が不足していると振替ができませんので、納期限前日までに残高の確認をお願いします。また、振替不能の場合再振替はできません。後日納付書を発送しますので、金融機関などでお支払いをお願いします。

●特別徴収（年金から天引き）の方

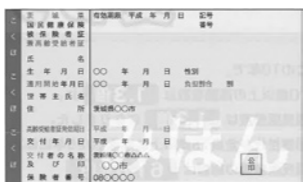
仮徴収の4月・6月・8月と本徴収の10月・12月・翌年2月の年6回での納付（年金から天引き）となります。

▼所得申告について

所得の申告（または簡易申告）をしていないと、国保税の正確な算定や軽減などの判定ができません。所得のない方も忘れずに申告をお願いします。この度、軽減判定所得の基準が見直され、下記の表のとおりとなりました。

また、国保加入者の中に、令和2年中の所得について未申告者がいる場合は、負担区分の正しい判定ができないことから、申告をする必要がありますので、ご確認をお願いします。

国民健康保険証の更新について



8月1日より使用できる有効期限が令和4年7月31日の新しい保険証を7月中旬にお送りいたします。届きましたら記載内容をご確認いただいたうえでお使いください。  
※有効期限は年齢や納付状況などによって変わる場合があります。詳しくは後日郵送される保険証に同封されている案内をお読みください。

●古い保険証は...

有効期限が過ぎた保険証は保険年金課に返却いただくか、ご自身で裁断破棄していただきますようお願いいたします。

●就職などで国民健康保険以外の健康保険に加入したら...

就職などで国民健康保険以外の健康保険に加入した場合、保険年金課まで届け出が必要になります。

▶軽減判定所得の規準

軽減割合	軽減判定の基準となる所得金額 (世帯主と国保の加入者、国保から後期高齢者医療制度へ移った方の前年所得の合計額)
7割	43万円(基礎控除額) + (10万円×給与所得者等の数 - 1) を超えない世帯
5割	43万円(基礎控除額) + (10万円×給与所得者等の数 - 1) + (28.5万円×被保険者数) を超えない世帯
2割	43万円(基礎控除額) + (10万円×給与所得者等の数 - 1) + (52万円×被保険者数) を超えない世帯

保険税はスマートに口座振替で

保険税を納めに行く手間が省けたり、納め忘れがない、安心・便利・確実な口座振替を推奨しています。

**【安心】** 自動的に払い込まれるので、納め忘れることがない！

**【便利】** 納期のたびに金融機関などに行く必要がない！

**【確実】** 一度手続きすれば、自動的に毎年度更新される！

▼70〜74歳の方

保険証が高齢受給者証を兼ねた「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」となっています。医療機関での負担割合が記載されており、令和2年分の所得申告により判定しています。

▼8月1日より使用できる保険証(例)

新しい有効期限  
有効期限 **令和4年7月31日**

記号 利 番号 123456 枝番 99  
個人識別用の番号 (今年度から記載)

性別 女性 負担割合 2割  
2割または3割

氏名 トネ タロウ 利根 太郎  
生年月日 適用開始年月日 世帯主氏名 住所  
交付年月日 令和3年8月1日  
交付者の名称及び印 保険者番号

70〜74歳の方のみ  
茨城県国民健康保険証被保険者証兼高齢受給者証  
こくほこくほこくほ

▼問い合わせ先

保険年金課 国民健康保険係  
☎68・2211  
(内線172・173・174)

▼申し込み方法

申し込みの手続きは、左記指定金融機関へ直接お申し込みください。保険税の納付方法について、不明点などありましたら保険年金課までお問い合わせください。

▼指定の金融機関

- ・ 常陽銀行 ・ 水郷つくば農協
  - ・ みずほ銀行 ・ 三井住友銀行
  - ・ 水戸信用金庫 ・ ゆうちょ銀行
- ▼手続きに必要なもの
- ・ 口座の情報がわかるもの
  - ・ 通帳の届け出印

▶限度額適用認定証の更新について (有効期限は7月31日(土))

茨城県国民健康保険 限度額適用認定証

有効期限 令和3年7月: 令和2年8月  
交付年月日

番号

所 名

名

年月日

現在お持ちの「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、7月31日(土)です。8月1日(日)以降も必要とされる方・新たに交付を希望される方は、保険年金課に申請をお願いします。

▶限度額適用認定証について

「限度額適用認定証」および「限度

国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度および介護保険の保険料(税)の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった方などに対しては、

- ・ 国民健康保険※①
- ・ 国民年金
- ・ 後期高齢者医療制度※②
- ・ 介護保険の保険料(税)※③

の減免や徴収猶予などが認められる場合があります。

※①7月発送の納税通知書  
※②7月発送の新しい保険証  
※③8月発送の納入通知書

それぞれに「減免についてのお知らせ」を同封します。

▼問い合わせ先

- 役場 ☎68・2211
- 保険年金課
- 国民健康保険係(内線172)
- 医療年金係(内線176)
- 後期医療係(内線178)
- 福祉課
- 高齢介護係(内線127)
- 土浦年金事務所 ☎029・825・1170